

入札説明書

(事後審査型条件付一般競争入札用)

競争入札に参加する者に必要な資格について

- (1) 王寺町における令和6・7年度または令和7年度(中間受付)の入札参加資格審査申請(建設工事であって、希望する許可業種に「土木一式」かつ「建築一式」を選択したもの)を提出し、受理された業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本件発注工事の工種について建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けていること。
- (4) 王寺町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領により入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札公告に定める要件を満たすこと。

設計図書等の購入について

- (1) 入札参加希望者は、当該案件の設計図書等を購入してください。(1部500円)
- (2) 設計図書等に係る代金の支払及び受取は総務課となります。

入札当日の受付について

- (1) 入札当日は、あらかじめ指定された入札場所に集合し、入札開始15分前までに受付を完了してください。
- (2) 入札当日、入札者は、入札者の印鑑(認印)、一般競争入札参加資格確認申請書(控え)、名刺、入札書(別紙様式1)、委任状(代理人の場合・別紙様式2)、工事費内訳書(別紙様式4)を持参してください。
- (3) 入札開始時間になっても受付が完了できない場合は、自動的に入札辞退したものとみなします。

委任状について

- (1) 入札者が代理人の場合は、委任状を作成し、受付時に提出してください。委任状作成の際は、会社印、代表者印(本店等から入札について委任されている場合は受任者印)、代理人の印を忘れず押印してください。押印漏れ等の不備がある場合は、入札できないことがあります。なお、委任状は、封印しないでください。

入札書について

- (1) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額とします（工事費内訳書の「工事価格 (E)」欄の額と一致します。）。
- (2) 入札書には、入札公告書に記載されている「工事名称」、「工事番号」、「工事場所」も必ず記入してください。
- (3) 入札書は封筒（各自準備してください。）に入れ、封筒に「工事名称」と「入札者名」を記入し、密封及びすべての封じ目に封印（押印）してください（落札候補者がいない場合は、3回まで入札を実施しますので、封筒は3通ご用意ください。）。

工事費内訳書について

- (1) 工事費内訳書を作成し、封筒（各自準備してください。）に入れ、封筒に「工事名称」と「入札者名」を記入し、密封及びすべての封じ目に封印（押印）した上で、入札当日、受付時に提出してください（工事費内訳書は受付で提出となりますので、必ず、入札書の封筒と分けてください。）。
- (2) 1回の入札で落札者が決定せずに、開札から直ちに行われる2回目以降の入札については、工事費内訳書の提出は必要ありません。
- (3) 工事費内訳書に不備（例えば、工事費内訳書の提出がない、工事名称の誤記、入札金額と工事費内訳書記載金額の相違等）がある場合には、当該内訳書を提出した者の入札が無効となることがあります（工事費内訳書の「工事価格 (E)」欄の額と入札書記載の金額と一致すること。）。

入札辞退について

- (1) 入札者の都合により、入札辞退される場合は、入札辞退届（別紙様式3）を入札執行の完了に至るまでに提出してください。

入札執行について

- (1) 入札のため入札室に入ることのできる入札者は、1業者1名とします。
- (2) 入札執行宣言後においては、入札執行完了まで入札者の入札室への出入を禁止するものとします。
- (3) 入札回数は原則3回までとします。
- (4) その他、入札に関しては、入札心得（別紙）のとおりとします。

最低制限価格制度について

- (1) 本工事は地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度の対象となる工事であり、あらかじめ王寺町最低制限価格制度に係る取扱要領に基づき最低制限価格を設定し、入札を執行しますので、最低制限価格を下回る入札を行った者（以下「失格者」という。）は落札者とならず、失格となります。
- (2) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できません。
※最低制限価格制度については、王寺町公式サイト内「最低制限価格及び低入札価格調査

制度について」のページをご覧ください。

落札候補者の決定について

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者から順に、落札候補者の順位を決定します。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、その場で「くじ」により落札候補者の優先順位を決定します。
- (2) 「くじ」は、「くじを引く順番を決定するくじ」を同時に引きます。数字の小さい者から順に「くじを引く順番」が決定されます。次に、「くじを引く順番」に従い、1名ずつ「落札者を決定するくじ」を引きます。引いたくじの数字の小さい者から順に、上位の優先順位を決定します。

事後審査について

- (1) 入札結果により、落札候補第1順位と認められた者について、提出された申請書の審査のほか、次に掲げる「落札候補者第1順位の者に提出を求める書類」について審査を行った後、受注者として適格であるか否かの確認を行い、落札者としての決定を行います。
 - ・現場代理人及び配置技術者等選任届（様式A）
 - ・工事現場代理人経歴書（様式B）
 - ・配置技術者経歴書（様式C）
 - ・工事实績報告書（様式D）
 - ・工事施工証明願（様式E）

上記に掲げる「落札候補者第1順位の者に提出を求める書類」は、令和7年9月17日（水）午後5時までに、総務課契約管財係へ提出してください。

事後公表について

- (1) 当該入札は、落札者決定後速やかに、落札者名、落札金額、全入札者の入札金額（入札辞退含む。）を事後に公表します。（王寺町役場庁舎内掲示板及び王寺町公式サイトに掲載。）なお、予定価格及び最低制限価格制度における最低制限価格は事前・事後とも公表しません。

入札の無効等

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。
- (2) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、落札者としての権利は消滅し契約の締結はできません。
- (3) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合があります。
- (4) 申請書等の提出後に入札を辞退する場合は、速やかに入札辞退届（別紙様式3）を提

出すること。

議会の議決を要する契約

- (1) 本件は、王寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年5月王寺町条例第11号）第2条に規定する契約に該当するため、王寺町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として締結したものとします。
- (2) 前項の仮契約の当事者が、議会の議決を得る日までに入札条件を満たさなくなったときは、当該仮契約を解除し、本契約を締結できません。この場合において、町は、当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わないものとします。

その他

- (1) 発注担当課が作成した本仕様書に記載されている事項も熟読の上、入札してください。